

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人愛光会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年10月23日・24日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回の指摘事項と同様の指摘事項があるので、早急に改善すること。
- ・ 会計面について、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、専門家（公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人）を活用することが望ましい。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>評議員選任・解任委員会委員の任期について、平成29年3月28日に評議員選任・解任委員会を開催しているが、委嘱状及び就任承諾書では平成29年4月1日からとしていた。</p> <p>ついては、評議員選任・解任委員会委員の任期について、評議員選任・解任委員会運営規則との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(評議員選任・解任委員会運営規則第4条)</p>	<p>前回の指摘の際、訂正し、各評議員選任・解任委員会委員から再度書類を徴した。その際、書類の日付を一部変更していなかったため、任期について正しいものに修正するとともに、評議員選任・解任委員会運営規則を改正し、整合性を図った。</p>
2	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>議事録作成に係る職務を行った者の氏名を記載するとの認識がなかった。今後は記載するようにする。</p>
3	<p>理事会において、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集の通知をすること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>理事会を開催するまでに評議員会の日時をはっきり決めることができていなかった。大まかな日程しか決めていなかったもので、今後は、理事会までに日時、場所、評議員会の目的である事項等を決議の上、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して招集の通知をすること。</p>

4	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 国庫補助金等特別積立金明細書の当期積立額に過年度修正による積立額が記載されていなかった。</p> <p>② 母子生活支援施設のぞみ拠点区分の基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書の建設仮勘定の当期増加額(B)が期首帳簿価額(A)に記載されていた。また、当期減価償却額(C)のうち国庫補助金等の額の合計が計算書類と一致していなかった。</p> <p>③ 引当金明細書の退職給付引当金の期末残高が計算書類と一致していなかった。</p> <p>④ 積立金・積立資産明細書のうち、積立金を計上せずに積立資産を積み立てている金額について、摘要欄にその理由が明記されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。 (運用上の取扱い 25、別紙 3 (㊫) (注) 1)</p>	<p>附属明細書に転記する際に間違いが生じていた。今後はこのような間違いが起きないように、計算書類との整合性を図る。</p>
5	<p>現金の取扱いについて、令和元年5月23日の就労継続支援事業所パレアナの拠点区分の小口現金出納帳の帳簿残高と金銭残高（金銭残高金種別表）が一時的に一致していなかった。</p> <p>については、現金の取扱いについて、出納職員は現金出納帳及び小口現金出納帳により、毎日の現金出納終了後、金銭残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告すること。また、報告を受けた会計責任者はその事実の内容を確認すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (経理規程第 30 条)</p>	<p>計算間違いによる不一致が起きていた。今後はこのような間違いが生じないように細心の注意をもって業務にあたるようにする。</p>
6	<p>会計年度末において就労継続支援事業収入に係る事業未収金が貸借対照表に計上されていなかった。</p> <p>については、貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示すること。 (会計省令第 25 条)</p>	<p>就労継続支援事業収入を貸借対照表に計上していなかった。後は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示する。</p>

7	<p>資金収支計算書のその他の活動による収入に雑収入が計上されていた。また、事業活動計算書のサービス活動による収益に雑収益が計上されていた。</p> <p>については、雑収入は事業活動による収入に計上し、雑収益はサービス活動外増減による収益に計上すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。 (留意事項 勘定科目説明 (別添3))</p>	<p>前回の指摘後に訂正をしたが、使用する科目を間違えており再度の指摘となった。今後は科目を間違えないようにする。</p>
---	--	---